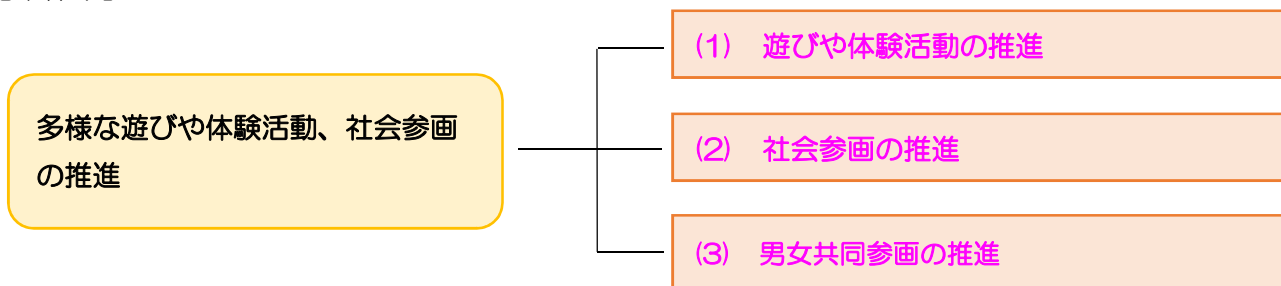


6. 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進

【施策体系】



(1) 遊びや体験活動の推進

【現状と課題】

- 遊びや体験は、こどもの健やかな成長の原点であり、遊びや体験活動を通じて、こどもが自己有用感、自己肯定感を高め、チャレンジ精神、コミュニケーション能力、他者への思いやり等を養うことが必要です。
- こどもの生活において、異年齢の仲間や地域の大人との交流、生活体験・社会体験・自然体験などの減少が指摘されています。集団や社会、自然環境の中での経験を通して、こどもの思いやりや規範意識、目的意識とともに、豊かな人間性や社会性などを育む必要があります。
- お米の生産現場や田んぼの役割を知らないこどもが多くなっています。社会全体で取組を推進していくことが必要です。
- 自然体験活動等、様々な体験活動を通して、こどもの豊かな感情、好奇心、思考力等の基礎が培われることから、こどもが日常的に自然や生きもの、または地域の方々等と触れあえる環境づくりが必要です。

【施策の方向】

- 市町村やNPO、企業等の多様な主体と連携し、市内各地において、外遊びを含む遊びや、自然体験、職業体験など多様な体験の機会が充実するよう取り組んでいきます。
- 学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動を推進し、地域人材の協力を得て、地域ぐるみでこどもを育てる環境を整えます。
- 小学生を対象に、地域の農家やJAの協力のもと、農業用施設の見学や農業体験を通じ、農業や農村の持つ役割や重要性、多面的機能について、理解を深めてもらうよう推進します。
- 「こども食堂」実施事業者のボランティア募集等を支援し、中学生以上のこどもや若者と小学生のこどもたちとふれあう機会を支援し、様々な経験を通して、社会参画の機会を提供します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	地域子育て協働活動の推進	学校等と地域が連携・協働した地域子育て協働活動（保育支援・学校支援・学習支援・体験活動）を推進し、地域人材の協力を得て、地域ぐるみでこどもを育てる体制を整えるとともに、放課後等における学習支援・体験活動の実施による、安全安心な放課後の居場所づくりと子育て世代の働きやすい環境づくりを推進します。	こども家庭課 学校教育課
2	自立と協働を学ぶ体験活動の実施	市立小中学校の集団体験活動を実施し、多様な体験活動を通して、自立と協働の精神を育成するとともに、自己存在感や規範意識を醸成し、夢や志を持って学校生活を送ることができる児童・生徒を育成します。	学校教育課
3	水辺の安全指導の実施	小中学生を対象に、川の危険性や危険箇所等を学ぶ機会を設け、川に対する危機管理意識を高め、水難事故の防止を図ります。	総務課 学校教育課
4	小学生の農業体験推進事業	小学生を対象に地域の農家さんの協力のもと、小学生が自らが米作りに取り組み、農業体験を通じ農業の持つ役割や重要性についての理解を深めてもらう取組を推進します。	農政課 学校教育課
5	リコリス子どもまつりの開催	青少年健全育成事業の一環として、こどもたちが「つどい」「学び」「遊び」を通じて、心豊かな感性を育てるため、地域が一体となり、リコリス子どもまつりを開催します。	社会教育課



小学生の農業体験推進事業

（２）社会参画の推進

【現状と課題】

- こども基本法においては、こども施策が行われるに当たっての基本理念として、全てのこどもについて「多様な社会活動に参画する機会が確保されること」が掲げられており、こどもの社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められています。こどもが意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要です。
- 社会や地域に関心を持ち、地域活動や福祉活動等のボランティア活動を通じて社会の構成員として様々な分野で貢献する若者の育成が求められます。
- 社会教育活動の充実を図るために、社会教育関係団体の支援、連携を推進する取組が必要です。
- 市民の納税意識の向上を図る観点から、様々な広報活動（租税教室など）を実施し、税に関する正しい知識と理解を深めることが必要です。
- 若者が政治、選挙を身近なものと感じ、選挙の大切さを知ってもらえるよう啓発が必要です。

【施策の方向】

- 宮若市社会福祉協議会で実施している各種ボランティア活動等への支援・助成により住民参加型の地域活動の促進を図ります。
- 市と税務署等と連携して、市内小中学校において租税教室を実施します。
- 若者が積極的に選挙に参加するための啓発を行います。
- 積極的な政治参加の意思や姿勢を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、政治参加の重要性や選挙の意義等についての学習を行います。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	ボランティア活動支援事業	社会福祉協議会で実施している各ボランティア活動を支援・助成するとともに、ボランティア活動への参加を市民へ促し、市民の地域社会活動への参画を推進します。	保護人權課
2	租税教室の実施	こども達の納税に対する意識の向上を図る観点から、様々な広報活動を行うとともに、市内小中学校において市・国（税務署）・税理士会と連携し租税教室を実施します。	税務収納課
3	若年層向け選挙啓発の実施	若年層が政治に関心を持ち、選挙に積極的に参加するよう、啓発を行います。	総務課
4	青少年の健全育成	学校休業日を活用して、「わいわいサークル」「サマーチャレンジ」「スプリングチャレンジ」などのスポーツ活動や文化活動、体験教室などを実施し、また青少年育成市民会議と共催し「少年の主張大会」を文化祭と併せて開催し、異なる学校や異年齢間の交流活動を実施します。	社会教育課

(3) 男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、家庭、学校、地域、職場等におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進が必要です。
- 男女がともに働き方・暮らし方の変革を進めていく上で、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が大きな障壁となっています。
- 固定的な性別役割分担意識は着実に解消に向かっていますが、未だ「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が存在しています。こうした意識が、若者の進路選択（例えば、女子生徒の理工系選択が少ないこと）にも影響を与えているとされています。
- 性的少数者が、周囲の心ない好奇の目にさらされるなど、社会生活の中で、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別があります。これを踏まえ、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めるための取組が必要です。

【施策の方向】

- ジェンダー平等・男女共同参画への理解を促進するため、啓発・教育の充実を図ります。
- ジェンダー平等・男女共同参画と人権尊重の理念に基づく学校教育を進めるとともに、キャリア教育・進路指導において固定的な性別役割分担意識にとらわれず、誰もが主体的に進路を選択できるよう進路指導の充実を図ります。
- 若者が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、柔軟な発想と幅広い視野で将来のキャリアを考えられるよう、様々な職域やキャリアを知り、関心を高めるための機会を提供します。
- 地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるため、市の広報や啓発資料の配布などによる啓発を推進します。
- 双方又は一方が性的少数者であるカップルのための福岡県の「パートナーシップ宣誓制度」を推奨します。

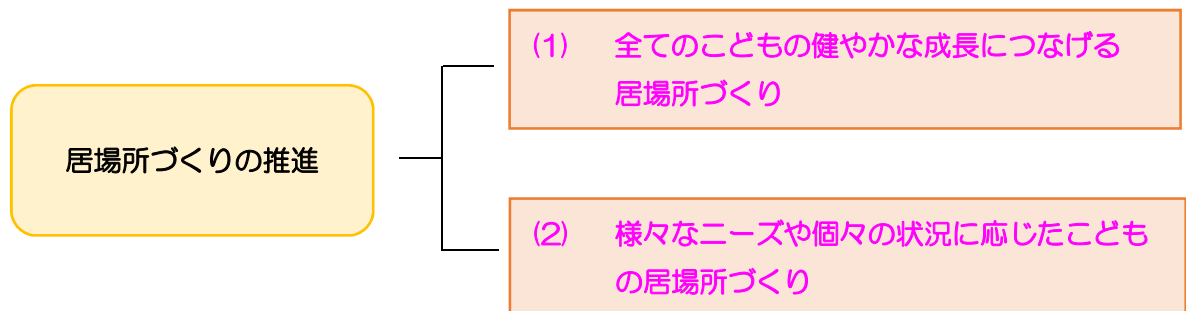
【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	ジェンダー平等・男女共同参画教育の推進	児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することの重要性、各人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず主体的に進路を選択することの重要性について指導を推進します。	保護人権課 学校教育課
2	性の多様性に関する理解促進事業	性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行います。	保護人権課
3	福岡県パートナーシップ宣誓制度の推奨	双方又は一方が性的少数者のカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを県に宣誓し、県が交付した「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を推奨し、これに即した行政事務の執行を推進します。	保護人権課 関係各課

7. 居場所づくりの推進

- 令和5（2023）年12月に国が定めた「こどもの居場所づくりに関する指針」において、こどもの「居場所」とは、こどもが過ごす場所・時間・人との関係性全てであるとされています。
- 地域コミュニティの変化、こどもに関する課題の複雑化、社会の価値観の多様化などが進む中、全てのこどもが自己肯定感を高めながら、幸せな状態で、健やかに成長できるよう、こどもの居場所づくりを進める必要があります。
- 指針において、居場所は、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものとされており、こども本人が居場所と感じるかが重要とされています。そのため、こどもの視点に立って、その声を聞きながら、こどもの居場所づくりを進めることが重要です。

【施策体系】



（１）全てのこどもの健やかな成長につなげる居場所づくり

【現状と課題】

- こどもの居場所づくりについては、市が関係機関と連携しながら国・県の支援を受け計画的に居場所づくりの環境整備を行うことが求められています。
- 地域のボランティア団体や社会福祉協議会が行うこども食堂は、令和6（2024）年度から開催されるようになり、貧困対策にとどまらず、学年を超えた学びの場や幅広い世代の地域交流の場など、こどもたちの未来につながる大切な居場所となっています。その安定的・継続的な活動のためには、運営資金やスタッフ、食材、開催場所、物資保管場所の確保が重要です。
- 「宮若こども計画策定アンケート調査」では、こどもの居場所として「公園等」を「そう思う」と回答した人が12.8%で、「自室」「家庭」「インターネット空間」「学校」に次いで一番低い割合となっていますが、中学生からの意見聴取においても、「広い公園」が欲しいという意見が出されています。

【施策の方向】

- 全てのこどもが居場所につながるできるよう情報提供を行うとともに、市町村や企業・団体等と連携し、こどもの意見を聞きながら、こどもの視点に立った居場所づくりを進めます。
- こども食堂の活動が、市内の身近な場所で行われ、安定・継続して活動できるよう、市と企業・ボランティア団体などとともに支援するネットワークづくりを進めるとともに、関係団体等と連携した支援を行います。

- こどもの居場所となっている学校、公園、図書館など、地域にある多様な居場所、地域の子ども会やスポーツ少年団などの遊びや体験活動、公民館や図書館などの社会教育施設などについて、こどもの様々なニーズや状況に応じてより良い居場所となるよう取り組みます。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	こどもの居場所に関する情報提供	こどもが必要とする居場所につながるができるよう、市のホームページ等でこどもの居場所に関する情報を発信します。（こども食堂、こども祭りの開催等）	こども家庭課 社会教育課
2	こども食堂ネットワーク支援	こども食堂と市との関係づくりにより、支援が必要なこどものセーフティネットを構築するとともに、こども食堂が地域で安定して運営できるよう、こども食堂の地域レベルのネットワーク化を促進します。	こども家庭課
3	こども食堂応援プロジェクト	県が実施するこども食堂のためのクラウドファンディングを活用して、募集した寄附金を財源に、こども食堂実施団体と連携し、食材等をこども食堂に届け、支援を行います。	こども家庭課
4	フードバンク活動の普及・啓発	市や関係機関、フードバンクと連携し、こども食堂などの実施団体が、企業から無償提供された食品等を生活困窮世帯のこどもたちに提供するフードバンクの取組の普及・啓発を図ります。	こども家庭課 保護人権課
5	隣保館の運営	市が設置する隣保館が、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を持ち、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的にを行います。	保護人権課

（２）様々なニーズや個々の状況に応じたこどもの居場所づくり

【現状と課題】

- 不登校やひきこもり、児童虐待など、様々な困難を抱えるこどもが増加する中、居場所がないことは、人とのつながりが失われ孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題です。また、厳しい環境で育つこどもは、居場所を持ちにくく、失いやすいと考えられることから、こうした様々なニーズや個々の状況にきめ細かに対応した居場所づくりが必要です。
- 共働き家庭の増加等に伴い、放課後児童クラブの利用児童数は年々増加しており、保育所等の利用時からの環境の変化により共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破し、待機児童を解消するためには、放課後児童クラブのさらなる受け皿整備が必要です。また、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりも必要です。

【施策の方向】

- こどもが安全で安心して過ごせる居場所を身近な地域で切れ目なく持つことができるよう、市が企業・団体等と連携しながら、家庭や学校に居場所がないこどもなど、一人一人の状況に寄り添って、必要な支援を行う居場所づくりを進めます。
- 市が委託している放課後児童クラブ運営者に対して、運営支援をするとともに、施設等の整備を行います。また、放課後児童支援員等の確保と処遇改善、資質の向上に取り組みます。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	養育環境等に課題を抱えるこどもの居場所づくり	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこども等に居場所となる場を確保し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を行います。	こども家庭課
2	こどもの社会的自立に向けた居場所づくり	不登校児童生徒に対して、学校とは別にのびのびと過ごすことができる場所を提供し、教員免許を持った指導員のもとで、教科学習・体験活動・相談活動を行うことで、学校復帰を目指し、こどもの社会的自立につなげるための支援を行います。（宮若市教育支援センター「ぷらなす」）	学校教育課
3	虐待等により居場所がないこども・若者への支援	虐待や貧困などの様々な事情により家庭等に居場所がないこどもや若者が、一時的に避難し必要な支援を受けることができるよう、県や関係機関と連携し、安全な居場所の確保・保護を行います。	こども家庭課
4	フリースクールへの支援	不登校児童生徒の居場所として、県や関係機関と連携し民間のフリースクールへ繋ぎ、こども自身の心の安定を支援しながら、保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課
5	ひきこもり地域支援センターとの連携	民間事業所が運営する「ひきこもり地域支援センター」等と連携し、ひきこもりのこども、保護者に対する専門的な相談等の場を提供し支援の充実を図ります。	こども家庭課 保護人権課
6	宮若市要保護児童対策地域協議会の設置	市の児童福祉・教育所管部署と民生児童委員、県及び医師会、警察、人権擁護委員、民間福祉事業者等と連携し、保護を要するこども・保護者等に係る情報の共有化を図り、その家庭に対して最適な支援を検討し実施します。	こども家庭課 保護人権課 学校教育課 健康福祉課
7	放課後児童クラブの運営支援	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生のこどもを放課後や夏休み等の長期休暇に預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。	こども家庭課
8	放課後児童支援員の確保	放課後児童支援員として必要となる知識及び技能を習得するための研修の案内や、放課後児童クラブに就職を希望する方への相談・あっせん等による就職支援を行います。	こども家庭課
9	放課後児童支援員の質の充実	放課後児童支援員のスキルアップのための研修会などの情報を提供し、支援員の質の充実を図ります。	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
10	放課後児童支援員等の処遇改善	勤続年数や研修履修実績等に応じた放課後児童支援員等の処遇改善を行います。	こども家庭課
11	放課後児童クラブ利用料の減免支援	生活保護世帯等低所得世帯のこどもが放課後児童クラブを利用しやすい環境づくりを促進するため、放課後児童クラブの利用料減免を行います。	こども家庭課
12	学習相談環境の充実	様々な事情を抱え、不登校やひきこもりにより、学習力に不安を抱えるこども達の学習環境を支援するために学習相談員を配置し、校内適応指導教室や家庭訪問を活用した学習相談や学習支援を行うなど、学びの環境を提供します。	学校教育課

●宮若市教育支援センター

適応指導教室「ぷらなす」 住所：福岡県宮若市本城315番地3

電話：0949-34-1660

教育相談電話 0949-34-1661 ※受付：月曜日～金曜日（9：00～17：00）

年始年末を除く

【問い合わせ先】宮若市役所 学校教育課 0949-32-1007

●宮若市学童保育所

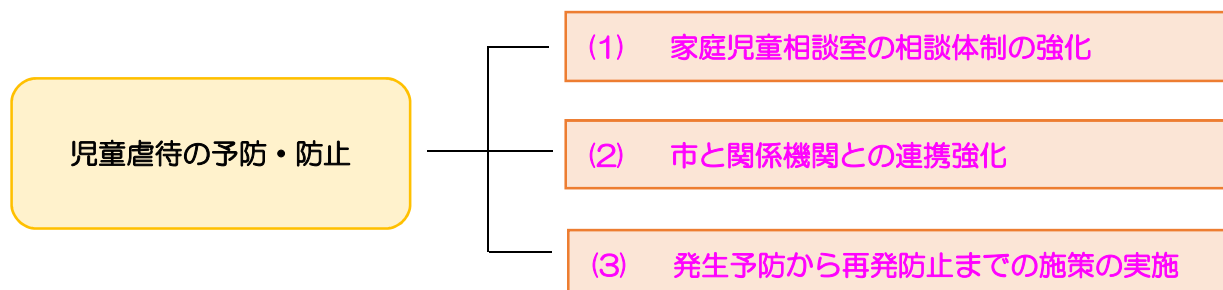
学 童 名	住 所	定 員
宮田南学童保育所	宮若市宮田3461番地（宮田南小学校内）	70名
宮田北学童保育所	宮若市龍徳1207番地1	80名
光陵学童保育所	宮若市磯光1317番地18（光陵小学校横）	100名
宮若西学童保育所	宮若市竹原1番地1	120名

【問い合わせ先】宮若市役所 こども家庭課 保育係 0949-32-0517

8. 児童虐待の予防・防止



【施策体系】



(1) 家庭児童相談室の相談体制の強化

【現状と課題】

- 虐待は、こどもの権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える行為であり、何人も決してこれを行ってはならず、許してはなりません。
- しかし、家庭児童相談室における虐待対応件数は、近年減少傾向にあるものの、ネグレクト件数は、40数件と高い水準で推移しており、また、家庭環境や親子関係等について複雑・困難なケースも増加しています。
- 児童虐待の早期発見やこどもの適切な保護を行うためには、家庭児童相談室の体制強化や専門性の向上、関係機関との連携強化に向けた取組が必要です。

【施策の方向】

- こどもや家庭への専門的な支援や虐待を受けたこどもの安全確保など、家庭児童相談室が担うべき業務を円滑に行えるよう、職員の計画的な増員や組織の見直し等により、家庭児童相談室の体制を強化します。
- 家庭児童相談員等に対し、課題を抱える家族への接し方や支援方法、虐待の兆候に気づきにくいケースを想定した演習等を含む研修等を実施し、児童虐待事案の複雑・困難化に対応できるよう、専門性の向上を図ります。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	家庭児童相談室の職員体制の充実	家庭児童相談室に実情や虐待対応件数に応じ、社会福祉士等の専門資格を持った相談員を計画的に配置し、職員体制の充実を図ります。	こども家庭課
2	家庭児童相談室の職員研修の充実	こどもの保護や家族援助を適切に行うための専門的な研修会や、こどもの権利擁護に関する職員の意識や援助技術の向上などを目的とした研修会に参加し、相談員としての質の向上を図ります。	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
3	法的対応機能の整備	こどもの安全確保や虐待、困窮な生活実態等を伴う保護者への支援などに当たり、保護者が法的知見を踏まえた的確かつ迅速な相談を受けられるように、市の無料法律相談窓口や自立相談室へ速やかに案内できるよう関係各課との連携を図り、法的対応機能の向上を図ります。	こども家庭課
4	医学的対応機能の整備	虐待を受けたこどもへの心理的ケアや子育てに疲弊した保護者への心理的ヘルスケア、指導などに当たり、医学的知見に基づく診断や対応ができるよう、こども家庭センターに保健師及び管理栄養士を配置します。	こども家庭課

（２）市と関係機関との連携強化

【現状と課題】

- 児童虐待を予防・防止するための支援は、一つの機関や職種のみではなし得ないことから、市の関係機関が協働して取り組むことが何よりも大切です。
- また、児童虐待が発生した時に、迅速・的確に対応することができるよう、関係機関が緊密に連携することが求められています。
- 効果的な連携を行うためには、家庭児童相談室やこども家庭センター、保育所、幼稚園、学校、医療機関、警察などの関係機関が、それぞれの機能を理解し合い、適切な役割分担の下、ネットワークを構築していくことが必要です。

【施策の方向】

- 市（家庭児童相談室・こども家庭センター）、保育所、幼稚園、学校、医療機関、警察などの関係機関と連携しながら、こどもや保護者からの相談等に適切に対応できるよう、要保護児童対策地域協議会の充実・強化を図ります。
- 市のこども家庭センターの職員に対し、適切なアセスメント等を行うことができるよう県等が主催する各種研修会へ参加を促すほか、医療機関や警察なども含めた他職種・他機関による合同研修会へも積極的に参加し、こども支援、子育て支援に係る理解の促進や連携強化を図ります。
- 児童虐待の早期発見、再発防止を図るため、市の家庭児童相談所と県の児童相談所、警察は緊密に連携しながら、こどもの安全確保や情報共有を行う等、虐待事案に迅速かつ的確に対応します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	要保護児童対策地域協議会を通じた市や関係機関との連携強化	市が設置し、関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の情報を的確に共有し、役割分担の上、こどもや家庭への支援に取り組むとともに、支援対象となった全ての虐待ケースについて、主体的に緊急度・重症度の判断を行い、連携強化を図ります。	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
2	こども家庭センターの機能強化	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」において、悩みを抱える保護者等を早期に発見し相談支援につなげるため、家庭児童相談室と一体化した組織を構築し、資格をもつ専門職を配置するとともに、関係部署及び関係機関との連携を強化します。	こども家庭課
3	医療機関とのネットワークの構築	児童虐待の早期発見、早期介入のため、児童虐待対応へのノウハウを有する医療機関の担当医に「要保護児童対策地域協議会」におけるアドバイザーとして参画してもらい、医療機関とのネットワークづくりを構築し児童虐待への対応力向上を図ります。	こども家庭課
4	警察との連携による迅速なこどもの安全確保	虐待の早期発見・再発防止を図るため、所轄警察署の生活安全課に市の「要保護児童対策地域協議会」に委員として参画してもらい、児童虐待事案に的確に対応するため、重篤な事案はもとより、注意を要する事案についても警察と情報共有を図ります。	こども家庭課
5	家庭児童相談所等と配偶者暴力相談支援センターとの連携強化	市の「要保護児童対策地域協議会」に、配偶者暴力相談支援センターと県児童相談所の担当者に委員として参画してもらい、市との間で、DV被害者とそのこどもの状況について、情報共有を図り、保護が必要な場合は、連携して対応できるよう、体制の強化を図ります。	こども家庭課
6	DVに関する理解促進のための研修受講の推進	DV被害者及び被害児童への支援の充実のため、家庭児童相談員や保健師、担当職員等を対象に、DVと児童虐待の特性・関連性の理解促進を図る研修会への参加を推進します。	こども家庭課

■宮若市要保護児童対策地域協議会

宮若市(こども家庭課、健康福祉課、保護人権課)、宮若市教育委員会(市立幼稚園、市立小中学校を含む)

福岡県(宗像児童相談所、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所)、福岡県北九州教育事務所、宮若市内県立高等学校

宮若市民生委員児童委員協議会、宮若市人権・同和教育研究協議会、直方人権擁護委員協議会

直方警察署(生活安全課)

直方鞍手医師会

鞍手乳児院、母子生活支援施設

宮若市内認可保育所、認定こども園

（３）発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施

【現状と課題】

- こどもの生命と権利を守り、健全な成長・発達を保障するためには、児童虐待の早期発見・早期対応だけでなく、発生予防や再発防止のための家族関係再構築、自立支援等に至るまで、多様なニーズに対応し総合的な支援を講じる必要があります。
- 全国的に児童虐待による死亡事例が後を絶たない現代において、その背景には妊産婦や子育て世代を取り巻く複雑かつ困難な社会的課題があることから、虐待の発生を予防するためには、育児に不安や課題を抱えている支援が必要な妊産婦等に対して、妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない包括的な支援を行うことが必要です。
- 保護者や学校、地域等の社会全般に、こどもの権利の尊重や児童虐待防止のための取組の必要性等について理解を得ること、虐待を受けているこどもが自ら声を上げることができるよう、こどもの権利や相談窓口などについて啓発・周知することが重要です。
- こどもの目の前で行われるDV（面前DV）は、こどもに著しい心理的外傷を与え、心理的虐待に当たります。DVがこどもに及ぼす影響について、理解を進める必要があります。
- DVが行われる家庭においては、こども自身が身体的な虐待を受け、精神的にも傷ついている例が多くあります。

【施策の方向】

- 児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、悩みを抱える保護者等を早期に発見し相談支援につなげるとともに、親子間における適切な関係性の構築を図ることにより、児童虐待の予防を図ります。
- 若年出産や予期せぬ妊娠、貧困など、特に丁寧な支援が必要な特定妊婦を妊娠初期から把握するとともに、産後も母子が安心・安全に生活できるよう、一人一人のニーズに応じた支援を行うことができる体制を整備します。
- 児童虐待防止のための広報活動を実施するとともに、事例検証など児童虐待の再発防止に向けた取組を行います。
- こどもに関わる様々な立場の関係者が、DVに関する正しい知識をもつとともに、面前DVが「児童虐待」であるという理解を深めるための啓発を行います。
- DV被害者が同伴するこどもの心理的なケア、保育機能の充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	こども家庭センターの機能強化	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」において、悩みを抱える保護者等を早期に発見し相談支援を行います。	こども家庭課
2	妊娠期からのケア・サポート事業	支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握、支援し、出産後の育児不安軽減などのための養育支援を行います。必要に応じて助産師等と連携し支援体制の充実を図ります。	こども家庭課

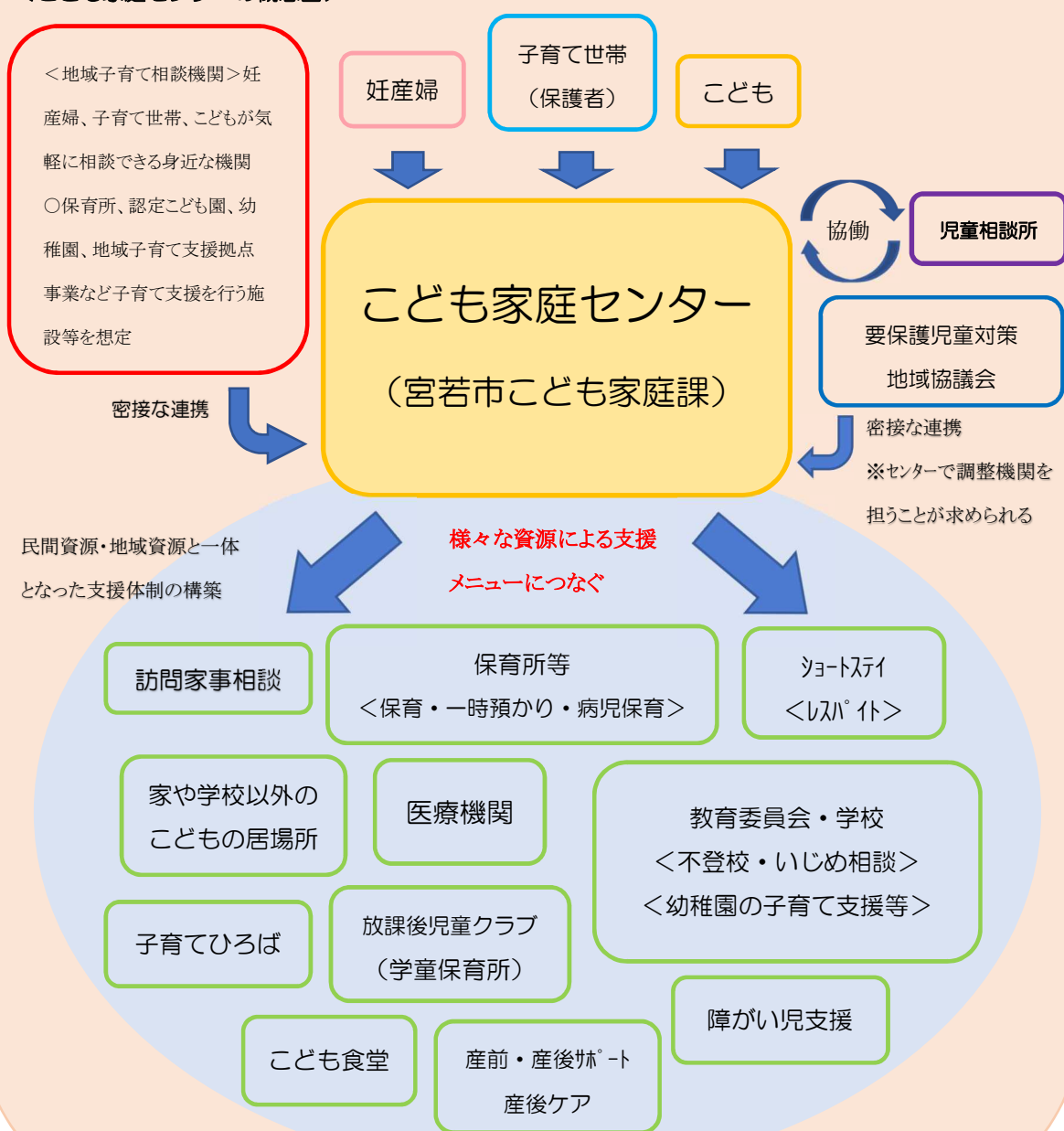
NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
3	ハイリスク妊産婦等への支援	妊娠中に問題が生じやすい若年や高齢、多胎など要支援者を早期把握し、健康管理の向上を図り未熟児等ハイリスク児の出生を予防するとともに、関係機関等と連携した養育支援を行います。	こども家庭課
4	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	こども家庭課
5	特定妊婦等への生活、育児支援	若年出産や予期せぬ妊娠、貧困など、特に丁寧な支援が必要な特定妊婦等に対し、こども家庭センターにおいて、妊娠期から出産後まで継続して生活、育児支援を行います。	こども家庭課
6	子育て短期支援事業	保護者の疲弊等により、こどもの一時的な養護・保護を要する子育て世帯を、児童福祉施設等へ繋ぎ、生活指導や食事の提供などを行います。	こども家庭課
7	母子生活支援施設への入所	様々な理由により家庭での養育が困難となった場合でも、親子を分離することなく、母と子を一体的に支援するため、措置やショートステイ等により、母子生活支援施設を活用します。	こども家庭課
8	虐待等により居場所がないこども・若者への支援	虐待や貧困などの様々な事情により家庭等に居場所がないこどもや若者が、一時的に必要な支援を受けることができる安全な居場所を関係機関と連携し、その確保を検討します。	こども家庭課
9	児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証参加	児童虐待による死亡事例など、こどもが心身に著しく重大な被害を受けた事例等について、医療機関が主催する「家族と子ども支援委員会」に参加し、関係機関の対応や連携の課題等を検証し、その結果を踏まえて具体的改善策を検討し、再発防止に努めます。	こども家庭課
10	DVがこどもに与える影響についての啓発	配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発の中で、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（面前DV）は、児童虐待の中の心理的虐待に該当することについて周知します。	こども家庭課
11	配偶者暴力相談支援センターとの連携	DV被害者からの相談に応じ、必要に応じて被害者と同伴するこどもの緊急時の安全確保及び一時保護を行い、被害者が自立して生活することを支援するための就業の促進、住宅の確保等に関する情報提供等を行う配偶者暴力相談支援センターとの連携強化を図ります。	こども家庭課

こども家庭センター

令和4（2022）年に改正された児童福祉法等により、令和6（2024）年4月から市町村は「こども家庭センター」の設置に努めなければならないこととされており、本市につきましては、令和6（2024）年4月に「宮若市こども家庭センター」を開設しました。

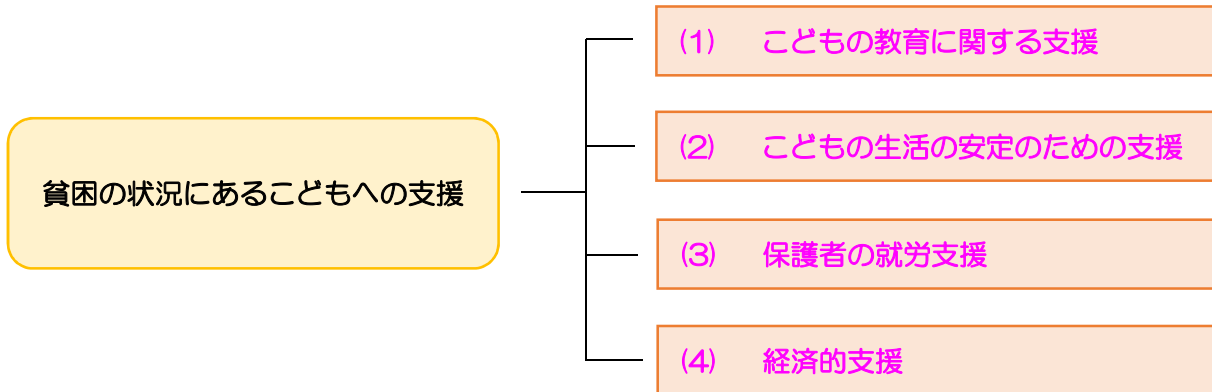
「こども家庭センター」は、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを行っております。

<こども家庭センターの概念図>



9. 貧困の状況にあるこどもへの支援

【施策体系】



(1) こどもの教育に関する支援

【現状と課題】

- 本市における「こども計画策定アンケート」中、「こどもの貧困対策計画調査」において市内小中学生の保護者869人に、現在の暮らし向きについて調査した結果、548人（63.1%）から回答を得たところ、「苦しい」と回答した世帯が107世帯、「大変苦しい」と回答した世帯が46世帯あり、計153世帯（約28%）が現在の暮らし向きに対して厳しい状況にあると感じているとの結果となっています。
- 保護者の収入など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。小学校・中学校等の各段階に応じた学習支援等により、全てのこどもが、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにする必要があります。
- 家庭の経済的な理由等により、教育を十分に受けられないということにならないよう、教育の機会を確保する取組が必要です。
- 高校段階においては、経済的な理由で進学をあきらめることのないよう、進学時の経済的負担を軽減することが求められます。また、高校中退により将来的な夢や希望をあきらめることのないよう、中退予防の取組として学習・生活面での適切な支援を行ったり、高校を中退した後も復学・就学又は資格取得や安定した就業のための相談支援などによるサポートを行うことが求められています。

【施策の方向】

- スクールソーシャルワーカー等が窓口となり家庭児童相談員、専門スタッフ及び警察・教育支援センター・福祉等関係機関と連携し、生活環境や教育環境の改善に向けた支援等の充実を図ります。
- 家庭の経済状況にかかわらず、全てのこどもたちが将来的な夢や希望を諦めることなく、安心して教育を受けることができるよう、教育費の負担軽減を図ります。

- 生活保護世帯のこどもに対し、大学等進学のための準備費用を支給します。また、福岡県が設立している三公立大学法人（九州歯科大学、福岡女子大学、福岡県立大学）において、学ぶ意欲のある学生が経済的な理由で修学を断念することがないように、実施している授業料減免制度等の活用を促します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	生活困窮世帯（生活保護世帯）のこどもの進学支援	生活困窮世帯（生活保護世帯）のこども及びその保護者を対象に、高校、大学等への進学に向けた相談支援を家庭訪問や来庁時の面談にて行います。	保護人権課 学校教育課
2	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置	市の教育委員会に教員以外の専門スタッフ「スクールソーシャルワーカー」や「スクールカウンセラー」を配置し、不登校など教育課題解決のための支援を行います。	学校教育課
3	進学就業準備給付金	生活保護世帯のこどもに対し、大学等進学のための準備に係る費用を支給します。	保護人権課
4	給食費の無償化	市の給食センターから配給している市立幼稚園・小中学校において、こどもの給食費を無償化し子育て世帯に係る経済的支援を実施します。	学校教育課

（２）こどもの生活の安定のための支援

【現状と課題】

- 貧困の状況にある子育て世帯は、就労や健康、住まい、家庭の問題等の課題を複数抱えていることが多く、その課題は複雑かつ多様化しており、早い段階での包括的な支援が求められています。

貧困の状況にある家庭の課題を早期に発見し、早期に支援ができるような体制を整えておくことが必要となります。

- 本市における「こども計画策定アンケート」中、「こどもの貧困対策計画調査」において市内小中学生の保護者520世帯中、90件の何らかの公共料金に未払いがあると回答しています。
- 県内では、食品関連企業等から寄贈された食料を、フードバンク団体を通じて、様々な民間支援団体等が貧困の状況にある子育て世帯へ無償で提供する、フードバンク活動※が実施されています。

また、こども食堂では、無償または安価でこどもへの食事の提供が行われています。貧困の状況にある子育て世帯への支援につながる、このような活動をさらに普及・促進する必要があります。

※フードバンク活動：食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体活動

【施策の方向】

- 「宮若市自立支援相談室（困りごと相談室）」において、貧困の状況にある子育て世帯等に対する電話や来所による相談受付のほか、訪問相談支援を行い、貧困状態からの脱却と貧困の連鎖防止を図ります。

- 貧困の状況にある家庭に対し、家計の視点から専門的な助言等を行うとともに、住居確保や就労の支援を行い、生活の再生を支援します。
- 行政機関とフードバンク、民間支援団体等との連携を図り、貧困の状況にある子育て世帯に対する支援につながるよう、フードバンク活動やこども食堂の普及・促進を図ります。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	自立支援相談室（困りごと相談室）での相談支援	貧困の状況にある又は貧困の状況に陥るおそれのあること も及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の 相談支援を行い、貧困状態の脱却と貧困の連鎖防止のため、 関係機関と連携しながら包括的な支援を提供します。	保護人権課
2	家計改善支援事業	自立支援相談室（困りごと相談室）において、家計に問題を 抱える者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提 供や専門的な助言・指導等を行うことにより、早期に生活が 再生されることを支援します。	保護人権課
3	市営住宅供給事業	住居に苦慮している所得が一定水準以下の低所得者（生活 困窮者）に対して、市営住宅の募集を行い提供します。	建築都市課
4	住居確保給付金事業	離職等により住居を喪失し、またはそのおそれのある方 に対し、一定期間、家賃相当額を支給します。 また、家計の改善のために新たな住居の確保を必要とする 者に対して、転居費用相当分を支給します。	保護人権課
5	こども食堂活動の普及・啓 発	こども食堂実施団体やフードバンク活動事業者など、民 間支援団体の生活困窮世帯のこどもたちに対する支援活 動をサポートし、その取組の普及・啓発を図ります。	こども家庭課
6	こども食堂ネットワーク支 援	複数のこども食堂活動団体との関係づくりにより、支援が 必要なこどものセーフティネットを構築するとともに、こ ども食堂が地域で安定して運営できるよう、こども食堂の 地域レベルのネットワーク化を促進します。	こども家庭課

【宮若市自立支援相談室（困りごと相談室）】

住 所：福岡県宮若市宮田 29-1 宮若市役所 2 階
電 話：0949-32-3477
相談時間：月～金曜日（8：30～17：15）
※祝日、年末年始を除く
支援内容：就労相談、家計相談、生活全般に係る相談

ひとりで悩まないで
くらしの困りごとを
ご相談ください。

（３）保護者の就労支援

【現状と課題】

- 生活に困窮する家庭の保護者が抱えている就労に関する課題は、複合的な問題があるため、それぞれの課題に応じた支援が必要となります。

【施策の方向】

- 生活に困窮する家庭の保護者に対し、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の３つの段階に合わせた支援を行います。
- 「宮若市福祉事務所」及び「宮若市自立支援相談室（困りごと相談室）」にて、生活保護を受給する就労可能な人や就労について問題を抱えている人等へ就労指導や就労支援策を行い、自立を促進します。
- 安定した職業に就いたことなどにより生活保護を必要としなくなった方に対し、就労自立給付金を支給します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない者に対し、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の３つの段階に合わせた支援を行います。	保護人權課
2	被保護者就労支援事業	宮若市福祉事務所において、生活保護を受給する若年者等の就労指導や就労支援策活用の助言等を行い、その就労・自立を促進します。	保護人權課
3	就労自立給付金の支給	安定した職業に就いたことなどにより生活保護を必要としなくなった方に対し、就労自立給付金を支給します。	保護人權課

（４）経済的支援

【現状と課題】

- 保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、家庭での生活が日々安定したものになるために、経済的な支援制度により生活の基礎を下支えしていく必要があります。

【施策の方向】

- 生活に困窮している子育て世帯等の生活を下支えするため、資金の貸付と必要な相談支援を行います。
- 次代の社会を担うこどもの健やかな成長に資するため、18歳に達する日以後の年度末までのこどもを養育している方に児童手当を支給します。
- ひとり親家庭等の生活の安定とこどもの福祉の向上のため、18歳に達する日以後の年度末までのこどもを養育している方に児童扶養手当を支給します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	生活福祉資金の案内	生活に困窮している子育て世帯等の生活を下支えするため、社会福祉協議会における生活福祉資金等貸付制度等を案内し、家計的生活基盤の安定化に向けた支援を行います。	保護人權課
2	児童手当の給付	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担うこどもの健やかな成長に資するため、18歳に達する日以後の年度末までのこどもを養育している方に児童手当を支給します。	こども家庭課
3	児童扶養手当の給付	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、こどもの福祉の増進を図るため、18歳に達する日以後の年度末までのこどもを養育している方に児童扶養手当を支給します。	こども家庭課
4	子ども医療証の交付	子育て世帯の支援や定住化施策の観点から、高校生世代までのこどものいる世帯に子ども医療証を交付し、子どもにかかる医療費の助成を行います。	市民課

宮若市子ども医療費支給制度の概要

◆福岡県内の医療機関で、子ども医療証を提示することで下記の上限額までのお支払いとなり、公費で医療費を助成します。

- (1) 0歳から就学前 【通院】無料
 【入院】無料
 - (2) 小中学生 【通院】1,200円/月（一医療機関ごと）
 【入院】無料
 - (3) 高校生 【通院】1,200円/月（一医療機関ごと）
 【入院】無料
- ※就学・就業問わず18歳までの子ども

- 注意
- ・ひとり親家庭医療証を持つ小中高校生までの子どもは
 【入院】無料、【通院】800円/月（一医療機関ごと）
 - ・重度障害者医療証を持つ小中高校生までの子どもは
 【入院】無料、【通院】500円/月（一医療機関ごと）

※福岡県外の医療機関を受診された場合は一度自己負担していただき、後日市役所で申請後お戻しになります。

宮若市社会福祉協議会の貸付事業

<生活福祉資金の貸付>

1. 総合支援資金 : 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援・家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金です。

(Ⅰ)生活支援費 : 生活再建までの間に必要な生活費用

限度額 : (二人以上) 20 万円以内×12 ヶ月以内

(単身) 15 万円以内×12 ヶ月以内

(Ⅱ)住宅入居費 : 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

限度額 40 万円以内

(Ⅲ)一時生活再建費 : 生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用

限度額 60 万円以内

2. 福祉資金 : 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し貸付ける資金です。

※貸付限度額 資金目的に応じて貸付の上限額が異なります

(Ⅰ)福祉費 : 日常生活を送る上で、又は自立生活を資するために一時的に必要であると見込まれる資金

(Ⅱ)緊急小口資金 : 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける小額の費用

※貸付限度額 10 万円以内

3. 教育支援資金 : 低所得者に対し、次に掲げる経費として貸付ける資金です。

(Ⅰ)教育支援費 : 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費

貸付限度額 【高校】月額 35,000 円以内、【高専】月額 60,000 円以内

【短大】月額 60,000 円以内、【大学】月額 65,000 円以内

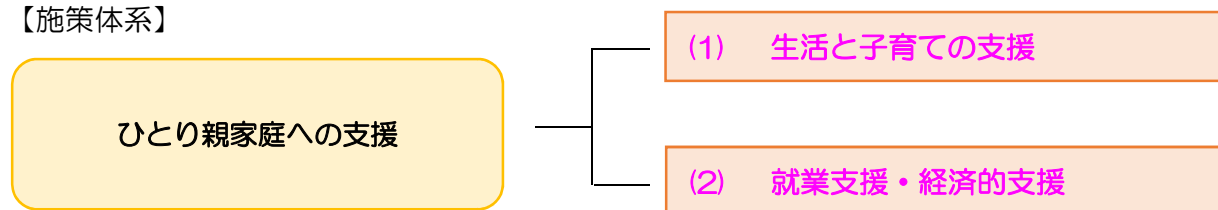
(Ⅱ)就学支度費 : 低所得世帯に属する者が高校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費

※貸付限度額 50 万円以内

10. ひとり親家庭への支援



【施策体系】



(1) 生活と子育ての支援

【現状と課題】

- 母子家庭、父子家庭にとって困っていることについて、母子家庭では「さしあたりの生活費」、父子家庭では「子どもの養育・しつけ・教育」が多くあげられます。
- 仕事や子育てで忙しく時間に制約のあるひとり親が、適切な支援につながるができるよう、ひとり親に対し公的機関や支援制度の情報を提供していくことが必要です。
- 母子家庭では、「子どもの就学、通学のための費用」が不足しているケースが多く、ひとり親家庭のこどもについて学習面や進路相談面などでの支援が必要です。

【施策の方向】

- ひとり親が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、こども家庭センターの家庭児童相談員や保健師、管理栄養士がひとり親の様々な悩みに応じるとともに、ひとり親が病気になったときの日常生活の支援や保育所等の優先入所、市営住宅等への入居案内などの支援に取り組みます。
- ひとり親及び妊婦からの様々な相談に対して、こども家庭センターの家庭児童相談員や保健師、管理栄養士等専門スタッフが寄り添い、助言を行うとともに関係機関と連携し、それぞれのケースに対し複合的に対応します。
- 県等が開催するひとり親対策に係る研修等への積極的に参加し、資質の向上に取り組み、相談機能の充実を図ります。
- ひとり親が仕事や子育ての合間の時間に気軽に相談したり、情報収集できるよう、SNSなどを活用した相談や情報提供を行います。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	母子・父子自立支援員による相談、情報提供	こども家庭センターに母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談に対応します。	こども家庭課
2	こども家庭センターによる生活支援	住まい・就業や生活上の悩みを持つひとり親世帯の保護者に対して、こども家庭センター内の家庭児童相談員や保健師、管理栄養士が子育て、生活一般に関する相談支援を行います。	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
3	母子生活支援施設への入所	DV被害、貧困等様々な理由により家庭での養育が困難となった場合でも、親子を分離することなく、母と子を一体的に支援するため、措置やショートステイ等により、母子生活支援施設を活用します。	こども家庭課
4	保育所への優先入所、放課後児童クラブの優先利用の実施	ひとり親家庭のこどもの保育所への優先入所や放課後児童クラブ（学童保育所）等への優先利用の取組を行います。	こども家庭課

（２）就業支援・経済的支援

【現状と課題】

- 母子家庭の母は、母子家庭となるまでに就業経験が全くない方もおり、パートや派遣社員などの非正規雇用の割合が高く、家計を支える安定した収入を得る仕事になかなか就けない現状があることから、個々の事情に応じた就業支援、自立支援をきめ細かに行う必要があります。

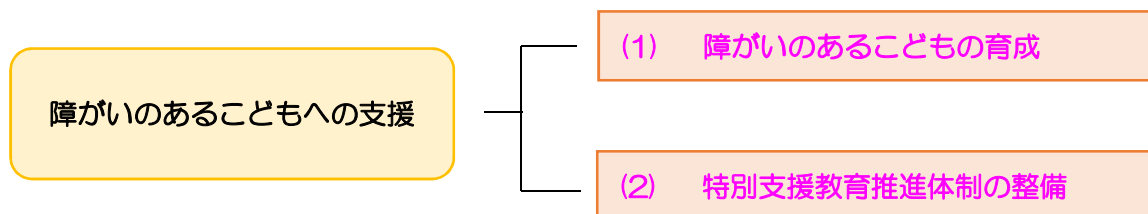
【施策の方向】

- ひとり親家庭の親が安定的な収入を得ることにより、経済的な自立を図るため、宮若市こども家庭センターや宮若市自立支援相談室（困りごと相談室）において、関係機関と連携し、就業相談、就業あっせん、就業に効果的な資格取得のための支援に取り組みます。
- ひとり親家庭の親の就業を促進するため、就職に有利な資格取得のための養成機関での修業や能力開発のための受講に対し給付金を支給します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	ひとり親の資格取得に関する給付金	ひとり親家庭の親に対して、対象講座の受講費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金や、看護師・介護福祉士などの就職に有利な資格を取得する際の生活の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就職に結びつきやすい資格取得等の支援を行います。	こども家庭課
2	児童扶養手当の給付（再掲）	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、こどもの福祉の増進を図るため、18歳に達する日以後の年度末までのこどもを養育している方に児童扶養手当を支給します。	こども家庭課
3	ひとり親医療証の交付	ひとり親家庭に対する子育て支援を目的として、18歳に達する日以後の年度末までのこどもを養育するひとり親世帯の親とこども、父母のいないこどもにひとり親医療証を交付し、医療費の助成を行います。	市民課

11. 障がいのあるこどもへの支援



(1) 障がいのあるこどもの育成

【現状と課題】

- 障がいのあるこどもに対しては、できるだけ早期に適切かつ効果的な支援や治療を行うことで、基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加につなげていくことが大切です。
- 健康診査等により障がいの早期発見を図るとともに、適切な療育を実施する体制の整備を図る必要があります。
- こどもの障がいの重度・重複化や多様化により、適切な保健・医療、福祉サービスや教育を行うことが求められています。
- 発達障がい児に対する支援体制の充実を図る必要があります。
- また、発達障がいについての社会的理解が十分進んでいない状況です。
- 医療的ケア児に対する支援体制の充実を図る必要があります。
- 障がいを理由とする差別の解消や社会的障壁の除去の一層の推進を図る必要があります。
- 障がいのあるこどもが社会的、経済的に自立するため、発達段階に応じた勤労観、職業観の育成や就労支援等が必要です。

【施策の方向】

- 保護者や障がいのあるこどもの意向や一人一人の障がいの特性に応じた適切な支援を行うとともに、家族に寄り添った支援を行うため、個別の支援計画及び個別の教育支援計画の作成・活用を図ります。
- 障がいについて正しい理解を深めるための啓発や情報提供を行うとともに、健康診査等を通じ、障がいの早期発見、早期療育を支援します。
- 重度障がい者医療費の支給を実施します。
- 発達障がいのあるこどもやその家族が地域で安心して暮らせるよう、発達障がいに関する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 障がい者差別解消に関する相談体制の充実を図るとともに、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供の周知啓発に努めます。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	障がい児通所支援事業等の充実	障がいのある子どもが、日常生活における基本的な動作及び知識・技能の習得や生活能力向上のための訓練、集団生活に適應することができるための必要な支援を受けられるよう障がい児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）等を実施します。	健康福祉課
2	障がい児保育等受入体制支援	保育所等における障がい児等の円滑な受け入れをすすめるため、障がい児保育等を行う保育所事業者に対し、障がい児保育事業補助金を交付し、受入体制の構築に係る支援を実施します。	こども家庭課
3	障害児福祉手当による支援	重度障がい児の福祉の向上を図るため、その障がいのため必要となる精神的・物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。	健康福祉課
4	特別児童扶養手当による支援	こどもの福祉の増進を図るため、精神又は身体に障がいを有する20歳未満のこどもを養育している方に、県が支給する特別児童扶養手当に係る手続きの支援を行います。	こども家庭課
5	重度障害者医療証の交付	重度の障がいをお持ちの人に重度障害者医療証を交付し、経済的負担の軽減、福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成します。	市民課
6	発達障がい者支援センターによる支援の推進	筑豊地区（田川市）に設置されている発達障がいに関する専門的な支援を行う拠点「福岡県発達障がい者支援センター」と連携を図りながら、発達障がい児（者）及びその家族等からの相談対応及び保護者に対して実施されている発達障がいに関する研修への参加等について周知を図ります。	健康福祉課
7	医療的ケア児保育受入体制支援	看護師等を配置する経費に対する助成や、医療的ケア児の保育に係る研修を実施することにより、医療的ケア児の保育受入体制構築のための支援を行います。	こども家庭課
8	障がい者差別解消の推進	障がいのある人への差別解消に関する啓発に努めるとともに、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。	健康福祉課

（２）特別支援教育推進体制の整備

【現状と課題】

- 「障害者差別解消法（平成25年制定）」及び「障害者権利条約（平成26年）」に掲げられた理念を踏まえ、障がいのあるこどもたちの自立と社会参加の推進が一層強く求められています。
- 本市における特別支援学校の在籍者数は、年々増加しており、障がいが重度・重複化、多様化、複雑化しています。また、特別支援学級に在籍するこどもの数や通級による指導を受けているこどもの数も増加傾向にあります。

【施策の方向】

- 共生社会の形成に向け、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限り同じ場で共に学び、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくことのできる教育の推進とそのための教職員の専門性の向上や教育環境の整備を進めます。
- 市教育委員会の障がいのあるこどもの適切な就学先決定に向けた取組を支援するとともに、特別支援学校に入学を希望するこどもへの支援を行います。
- 障がいのあるこどもが自立し、社会参加できるよう、就学前段階から学校卒業後までの長期的な視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた一貫した継続性のある指導及び支援の充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	小中学校におけるインクルーシブ教育システムの構築	市立小中学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対し、介助及び学習支援（合理的配慮・適切と思われる配慮を含む）を行います。	学校教育課
2	小中学校通級指導推進事業	小中学校の通常学級に在籍する発達障がい等困難のある生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、通級指導教員を配置し適切な指導や支援を行います。	学校教育課
3	障がい者就業・生活支援	就職や職場への定着が困難な障がいのある人及び就業経験のない障がいのある人に対し、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行います。	健康福祉課
4	ワンヘルス教育総合推進事業	こどもが生涯にわたって健康や環境を適切に管理・改善していくための資質・能力を身に付けるため、義務教育段階から系統性のある「ワンヘルス教育」の推進を図ります。	学校教育課

12. 自殺対策の取組

【現状と課題】

- こどもの自殺者は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2（2020）年以降、全国的に増加傾向にあり、福岡県も同様です。しかし、本市においては平成20（2008）年から20歳未満で自殺者は出ておらず、30歳未満においても少ない傾向にあります。
- 今後も自殺者を出さないために、関係機関と一層の連携を図り、学校におけるいじめや不登校対策に加え、オーバードーズ（市販薬などの乱用を意味する薬の過剰摂取）などのメンタルヘルス上の問題に対応できるよう、こどもや若者をはじめ様々な年齢層が利用しやすい相談体制の充実等を図る必要があります。

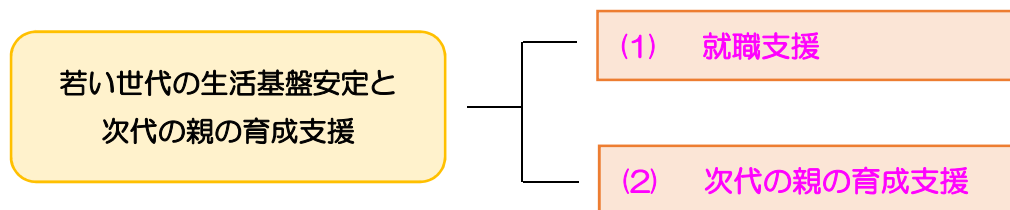
【施策の方向】

- こども・若者における自殺対策は、児童生徒、大学生、10代から30代の有職者と無職者、非正規雇用者等の対象者を念頭に自殺対策を進める必要があるといわれています。
抱える悩みは個別性があり様々ですが、こどもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、ライフステージの段階や生活場面に応じた対策が求められます。
- 児童生徒や学生は、家庭や地域、学校を主な生活の場としており、学校をはじめとした教育機関が支援の中心となりますが、10代後半以降は就労や生活支援に関わる労働機関等も支援機関の一つに加わります。そのため、こども・若者対策においては、保健・医療・福祉・教育・労働等の多種多様な分野の関係機関が連携の元に機能する支援が必要となります。
- 本市の自殺対策としては、小学校、中学校の児童生徒を対象とした、いじめや経済問題への支援に優先的に取り組むこととし、10代後半以降のこども・若者については保健・福祉等関係機関の連携により支援が必要な方の早期発見・早期対応に努めます。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	いじめを苦にしたこどもの自殺の予防	スクールカウンセラー等を小中学校へ派遣し、カウンセリングを通じて児童生徒のこころのケアを行います。また、保護者への指導助言等のメンタルケアを行います。 すべてのこどもが心身ともに健やかに育てるよう保健師、保育士、養護教諭等の支援者や、保健・医療・教育等の関係機関による会議を開催し、実情の把握や支援、連携の強化を図ります。	健康福祉課 学校教育課 こども家庭課
2	SOSの出し方に関する教育	児童生徒が生活上の困難やストレスに直面した際に、その対処方法を身に付けることができるようSOSの出し方を学ぶための教育を実施します。 自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発活動や相談窓口の周知等により、自殺防止を図ります。	健康福祉課 学校教育課

13. 若い世代の生活基盤安定と次代の親の育成支援



(1) 就職支援

【現状と課題】

- ハローワーク等の関係機関と連携し、若年求職者へのきめ細かな支援を行い、就職活動の促進を図る必要があります。
- 中高年求職者は、労働条件や職種のミスマッチにより離職期間が長期化する傾向にあり、求職者一人一人の置かれた状況やニーズに応じた支援が必要です。
- 女性の就業率は上昇していますが、現在もなお出産・子育てを機に約3割の人が、退職している状況にあるようです。また、女性の多くは非正規雇用であり、女性の希望に応じて、安定した雇用に繋げる支援が必要です。
- 働く意欲のある子育て中の方が就職できるよう支援する必要があります。

【施策の方向】

- 若者一人一人の置かれた状況やニーズに応じた、きめ細かな就職支援をハローワーク等の関係機関と連携し案内します。
- 中高年者を対象に、個別相談やハローワークとの連携による職業紹介などを実施し、離職期間が長期化する傾向にある中高年者の早期再就職を支援します。
- 子育て中の女性、非正規雇用・求職中の女性に対し、将来のキャリアに関する相談や就職相談から就職支援情報・保育情報の提供、就職あっせんまできめ細かな就職支援を行います。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	若者就職支援センター事業の促進	おおむね39歳までの若者を対象に、福岡県が実施する個別就職相談をはじめ、セミナーや合同会社説明会など、将来に向けた進路選択や、その後の就職活動をきめ細かに支援する事業の広報等支援を行います。	産業観光課
2	中高年世代への就職支援	中高年者を対象に、個別就職相談やハローワークとの連携による職業紹介、離職期間が長期化する傾向にある中高年者の早期再就職を支援します。	産業観光課 保護人権課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
3	母子父子の就業支援	子育て中の女性、非正規雇用・求職中の母子父子の保護者に対して、ハローワークと連携して、将来のキャリアに関する相談・就職相談や保育情報の提供から、子育てをしながら働くことのできる企業等の求人情報の提供、個別の就職あっせんまで総合的に支援します。 また、母子家庭の母や父子家庭の父が、就業につながる教育訓練講座を受講する場合、受講料の一部を助成します。 (母子家庭等自立支援給付金事業)	保護人權課 こども家庭課

(2) 次代の親の育成支援

【現状と課題】

- 価値観や考え方が多様化する中で、若い世代が、仕事・結婚・出産・子育てなど自らの将来を主体的かつ具体的に考えることができるよう、ライフプラン形成を支援する必要があります。
- 次代の親となる若い世代が、男女が協力して家庭を築くこと及びこどもを産み育てることの意義について理解するとともに、妊娠・出産と、飲酒、喫煙等の生活習慣や年齢、体重との関係など、妊娠・出産に関する正しい知識を習得することが大切です。
- 国立社会保障・人口問題研究所が2021（令和3）年度に実施した「第16回出生動向基本調査」によると、乳幼児とふれあう経験が多かった（多い）未婚者は、結婚意欲が高く、また、希望するこどもの数が多い傾向がみられます。

【施策の方向】

- 結婚や子育てについての正しい知識を習得し、理解を深める活動を促進します。
- 若い世代がこどもを産み育てることや家族をもつことをイメージできるよう、若い世代（中学生・高校生）と乳幼児とのふれあい体験（子育てサロン）を実施します。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	若い世代と乳幼児との直接的なふれあい体験の促進	次世代の親となる若い世代が将来の家庭や子育てについて考える機会を提供するため、高校生を対象とした直接的な乳幼児とのふれあい体験事業を実施します。 (子育てサロン)	社会教育課

14. 出会い・結婚応援の推進

【現状と課題】

- 少子化の主な原因である未婚化や晩婚化の要因は複合的であり、若い世代の低い所得と不安定な雇用環境のほか、出会いの機会自体の減少が考えられます。
- 本市が実施した「こども計画アンケート調査」において、「理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」との回答が45.1%、「一生結婚するつもりはない」との回答は15.3%あり、全体の60.4%の割合で、「結婚」に対して積極的ではない傾向が見られます。
- また、同アンケート調査において「子どもを得ない理由」については、「子育てや教育にお金がかかるから」との回答が81.6%と最も高くなっています。
- 一方、「ある程度の年齢までには結婚するつもり」との回答も37.5%あります。
- 結婚は個人の意思に基づくものですが、誰もが住み慣れたところで働き、安心してこどもを産み育てられるようにするためには、きめ細かな就職支援を行い、若者の経済的自立を促進するとともに、市内において出会いの機会の提供や結婚したい人を応援する気運の醸成などに取り組むことが重要です。

【施策の方向】

- 独身者の出会い・結婚を応援する企業・団体として県が登録する「出会い応援団体」に登録し、市全体で結婚を応援する気運の醸成を図ります。
- 福岡県が運営する会員登録制コミュニティサイト「ふく♡こいコミュニティ」を広報等で案内し、この活用によりAIが相性診断したグループ間のイベントや、「企業・団体間マッチング支援センター」による県内各地域での、異業種間の交流や体験型のイベント等、独身者のニーズを踏まえた多様な出会いの場を提供します。また、社会福祉協議会等地域の関係機関と連携し、若い世代の意向やニーズに即した出会いの機会の提供を進めます。

【具体的な施策・事業】

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	「出会い応援団体」への登録拡大	県内企業・事業所の代表者が、結婚を希望する独身者を応援する具体的な取組を自主的に宣言・実施し、それを県が登録する「出会い応援団体」に登録し、結婚したい人を応援します。	こども家庭課
2	多様な出会いの場の情報提供	福岡県が運営する「ふく♡こいコミュニティ」に登録した独身者に対し、AIを活用した出会いイベントを開催することでより交際に結びつきやすい取組を推進します。 また、宮若市社会福祉協議会等関係団体が実施する出会いの場の提供事業について、広報等で周知を図り支援します。	こども家庭課

NO	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
3	公式LINEアカウント「ふく♡こい」及びメールマガジン「あかい糸めーる」の登録拡大	出会いイベント情報を配信する福岡県の公式LINEアカウント「ふく♡こい」及びメールマガジン「あかい糸めーる」の登録拡大を支援し、市全体で結婚を応援する気運の醸成を図ります。	こども家庭課
4	新婚世帯・子育て世帯新生活支援補助金	新婚世帯・子育て世帯の新生活を支援するため、賃貸住宅の初期費用（敷金礼金等）や引越費用、家の改修等を対象とした「宮若市新婚世帯・子育て世帯新生活支援補助金」を交付します。	こども家庭課

宮若市新生活支援補助金

（新婚世帯・子育て世帯新生活支援補助金）

補助金額

29 歳以下 最大 60 万円

39 歳以下 最大 30 万円

対象世帯

新婚世帯

- ・当年度中に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ・婚姻日において、夫婦どちらもが 39 歳以下であること
- ・夫婦が同一の住民票に記載されていること

子育て世帯

- ・当年度中に本市へ転入世帯
- ※転入前の直近 3 年間、申請者が本市外住民であること
- ・転入日において就学前の子を扶養し、同一の住民票に記載されていること
- ・転入日において、子の父母いずれも 39 歳以下であること

共通要件

- ・宮若市に 3 年以上定住する意思を有すること
- ・生活保護またはその他公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ・世帯員全員が、市税等（各種使用料、手数料、返還金等を含む）の滞納がないこと
- ・世帯員全員が、暴力団員又は非暴力団員となって 5 年を経過しない者でないこと
- ・過去に本市または他市から新婚・子育て・定住化関連補助金等の交付を受けていないこと

詳細の問合せ：宮若市こども家庭課(0949-32-0517)